



独立行政法人 労働者健康安全機構

愛知産業保健総合支援センター

〒461-0005

名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル2階

TEL 052-950-5375 FAX 052-950-5377

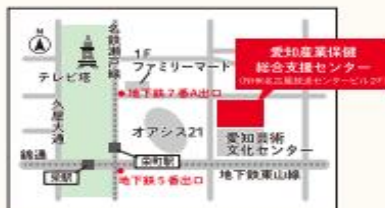
ご利用時間 午前8時30分～午後5時15分

(毎週土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

ご利用はホームページが便利です

愛知産業保健総合支援センター

<https://www.aichis.johas.go.jp>



- 地下鉄東山線・名城線「栄駅」より徒歩5分
- 名鉄瀬戸線「栄町駅」より徒歩3分
- 栄バスターミナル(オアシス21)より徒歩3分

地域窓口(地域産業保健センター)

センター名	住所	電話	FAX	対象地域	監督署
名古屋北 地域産業保健センター				東区・北区・中区・守山区	名古屋北
名古屋東 地域産業保健センター	名古屋市東区葵1-4-38 名古屋市医師会館内	(052) 979-2303	(052) 979-2305	千種区・昭和区・瑞穂区・ 熱田区・緑区・名東区・天白区・ 豊明市・日進市・愛知県	名古屋東
名古屋南西 地域産業保健センター				中川区・港区・南区・中村区・ 西区・清須市・北名古屋市・ 西春日井郡	名古屋南 名古屋西
一宮 地域産業保健センター	一宮市貴船町3-2 一宮市医師会館内	(0586) 71-7531	(0586) 72-1447	一宮市・稲沢市	一宮
瀬戸 地域産業保健センター	瀬戸市西長根町10 瀬戸市医師会館内	(0561) 84-1139	(0561) 84-5776	瀬戸市・尾張旭市・長久手市	瀬戸
知多 地域産業保健センター	半田市神田町1-1 半田市医師会健康管理センター内	(0569) 27-8099	(0569) 27-8098	半田市・常滑市・東海市・ 知多市・大府市・知多郡	半田
春日井・小牧 地域産業保健センター	春日井市廣末町1-1-1 春日井市総合保健医療センター内	(0568) 82-9900	(0568) 82-8308	春日井市・小牧市	名古屋北
尾張北部 地域産業保健センター	丹羽郡大町町下小口6-122-2 尾北医師会館内	(0587) 95-7020	(0587) 95-7021	江南市・犬山市・岩倉市・ 丹羽郡	江南
海部津島 地域産業保健センター	津島市藤浪町4-14 津島市医師会休日急病診療所内	(0567) 24-7600	(0567) 25-7522	津島市・愛西市・弥富市・ あま市・海部郡	津島
東三河 地域産業保健センター	豊橋市中野町字中原100-3 豊橋市医師会館内	(0532) 45-4911	(0532) 46-3656	豊橋市・豊川市・蒲郡市・ 新城市・田原市・北設楽郡	豊橋
岡崎 地域産業保健センター	岡崎市竜美西1-9-1 岡崎市医師会公衆衛生センター内	(0564) 52-1665	(0564) 52-1665	岡崎市・額田郡	岡崎
刈谷 地域産業保健センター	刈谷市一色町3-5-1 刈谷市医師会館内	(0566) 62-5305	(0566) 62-5306	刈谷市・碧南市・安城市・ 知立市・高浜市	刈谷
豊田加茂 地域産業保健センター	豊田市西山町3-30-1 豊田加茂医師会館内	(0565) 33-2655	(0565) 33-2694	豊田市・みよし市	豊田
西尾 地域産業保健センター	西尾市熊味町小松島32 西尾市保健センター内	(0563) 57-7700	(0563) 57-1851	西尾市	西尾

利用日時 地域産業保健センターにより異なりますので、各センターにお問い合わせください。

愛知産保センター

- 厚労省所管の公的機関
- 47都道府県に1カ所ずつ設置

ご利用は無料です

独立行政法人
労働者健康安全機構

愛知産業保健 総合支援センター

ご案内

地域窓口(地産保一覧表)

- 労働者数50人未満の小規模事業場対象
 - 労働基準監督署圏域ごとの医師会内にあり
- *最寄りのセンターをご確認ください。

厚生労働省所管の法人で、働く人の健康管理のための公的な機関です。

健康で元気に働ける職場づくりをお手伝いします。

産業保健総合支援センター(さんぽセンター)は「産業保健スタッフ向け」に、

地域産業保健センター(地さんぽ)は「小規模事業場向け」に、

様々なサービスを提供しています。

愛知産業保健総合支援センター



事業場で産業保健活動に携わる産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を行なっています。

※事前のお申し込みが必要です

01

産業保健関係者に対する専門的研修等

集合形式・WEB

産業医、保健師、看護師、衛生管理者等を対象とした、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。

※研修スケジュールは愛知産業保健総合支援センターホームページよりご確認ください。



02

産業保健関係者からの専門的相談対応

窓口・電話・メール等

産業医学、労働衛生学、メンタルヘルス、労働衛生関係法等に豊富な経験を有する専門スタッフ（産業医・大学教授・労働衛生コンサルタント・弁護士等）が、産業保健に関する様々な問題について相談に応じています。また、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談にも応じます。

03

メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

専門スタッフ（産業カウンセラー・社会保険労務士等）が事業場に訪問し、心の健康づくり計画の作成やストレスチェック制度の導入、職場環境改善に関する実地相談、管理監督者や若年労働者を対象とするメンタルヘルス教育などを行なっています。



04

治療と仕事の両立支援

専門スタッフ（社会保険労務士・保健師等）が、がん拠点病院で相談に応じたり、事業場に訪問し、両立支援制度の導入支援、患者（労働者）と企業の間の個別調整支援などを行なっています。

05

産業保健に関する情報提供・広報啓発

ホームページ、メールマガジン、情報誌により、産業保健情報をお知らせしています。



※メールマガジンの配信を希望される場合は、愛知産業保健総合支援センターホームページからお申し込みください。

06

事業主・労働者に対する啓発セミナー

事業主を対象とした、職場における労働者の健康管理等の産業保健に関する啓発セミナーや、労働者を対象とした、労働者のメンタルヘルス、生活習慣病対策等のセミナーへ講師を派遣します。



ご利用は無料です

ご利用は全て無料です！

地域窓口（地域産業保健センター）



産業医の選任義務のない労働者50名未満の小規模事業場の事業主やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

※事前のお申し込みが必要です

01

労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談

健康診断の結果、脳・心臓疾患の異常所見があった労働者に対して、医師等が日常生活面での指導を行います。また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師等が相談・指導を行います。

※医学的診断を行なうものではありません。

02

健康診断の結果についての医師からの意見聴取



健康診断で異常所見があった労働者に関して、就業態度（過労勤務可、就業制限、休業）などの健康保持のための対応策について、事業主が医師から意見を聴くことができます。

03

「長時間労働者」や「ストレスチェックに係る高ストレス者」に対する面接指導



「時間外労働が長時間に及ぶ労働者」や「ストレスチェックの結果、高ストレスである」とされた労働者に対し、医師が面接指導を行います。

04

個別訪問による産業保健指導

個別に事業場を訪問し、
・医師等が、健康診断結果に基づいた健康管理等に関する保健指導や労働者からの健康診断結果等に関する健康相談を行います。
・医師が事務所や作業場等の巡回を行ない、改善が必要な場合には指導します。
・必要に応じて、専門スタッフが作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策など、労働衛生管理に関する総合的な助言・指導を行います。

※申込用紙は当センターホームページの「ご利用案内」—「小規模事業場向けサービス」に掲示されています。

必要事項をご記入のうえ、当該事業場所在地を担当する地域産業保健センターにFAXにてお申し込みください。

※利用回数には原則年2回までの制限があります。



ご利用は無料です

労働者数50人未満の事業者も

ストレスチェック が義務になります！

令和10年
4月1日
スタート

- ①社内規程を作る
 - ②実施者を選定する
 - ③個人情報守秘義務
 - ④高ストレス者の対応
- ➡医師面接指導

ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。

2025年の労働安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた労働者数50人未満の事業者にもストレスチェックの実施が義務化されました。



ストレスは見えません。
チェックしましょう。

ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査(ストレスチェック)を実施し、本人のストレスへの気付き・セルフケアを促すとともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、職場のストレス要因の改善につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

ストレスチェック制度に取り組む意義

労働者のメンタルヘルス不調の未然防止が重要です。ひとたびメンタルヘルス不調にさせると、その病休期間は平均で約3か月、復職後に再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、**大きな人材の損失**となるほか、**経営上のリスク**につながってまいります。

また、ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、**生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上**といった持続的な経営につながります。特に、人材不足が課題となっている小規模事業場においてメリットも大きいと思います。

こうした視点も踏まえて、事業者は、**職場のメンタルヘルス対策を経営課題として位置付け**、ストレスチェック制度にしっかり取り組んでいくことが重要です。



小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚労省の「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」は、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。(令和8年2月公表)

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。
※マニュアルの概要版(スタートガイド)もあります



厚労省HP
(ストレスチェック)

専門スタッフの支援

厚労省が設置する都道府県の産業保健総合支援センターでは、メンタルヘルス対策の専門スタッフ(社労士、心理職、保健師等)による、研修、相談、事業場への訪問による制度導入支援等の支援メニューが無料で受けられます。



都道府県
さんぽセンター



サポートダイヤル

ストレスチェック制度サポートダイヤルでは、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフがお答えします。

電話番号：(全国統一ナビダイヤル)

0570-031050

受付時間：平日10:00~17:00
(土日祝日、年末年始は除く)

※運営は厚労省所管の
独立行政法人労働者健康安全機構

「こころの耳」

厚労省が運営するメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」では、ストレスチェック制度の実施に役立つ情報(メンタルヘルス対策の学習動画や、中小企業における取組事例など)を広く掲載しています。



ポータルサイト
「こころの耳」



令和8年
4月から

病気を抱える労働者の 治療と就業の両立支援 が努力義務になります！

改正労働施策総合推進法（令和7年法律第63号）により、令和8年4月1日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務になります。

治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）を踏まえ、社内の環境整備や必要な両立支援の措置を講ずることが求められます。



病気を抱える労働者の状況



がん等の病気を抱える労働者の中には、職場の理解や支援体制が十分でなく、就業をあきらめてしまうケースが少なくありません。
今後、高齢者の就労の増加等を背景に、どの職場でも、病気を治療しながら仕事をする労働者は増えていきます。

治療と就業の両立支援とは



大切な人材が病気になっても、治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援するため、本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境を整備し、必要な就業上の調整や配慮を行う取組です。

両立支援に取り組む意義



労働者の健康確保及び就業継続とともに、社員全体の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上といった企業の成長につながります。

指針と支援ツールを活用して、できる取組から始めましょう

治療と就業の両立支援指針

留意事項

- 労働者本人の申出
- 労働者との十分な話し合い、上司・同僚の理解
- 個人情報の保護

両立支援を行うための環境整備

- トップの方針表明
- 研修等を通じた意識啓発
- 相談窓口の明確化・社内の支援体制の整備
- 休暇制度・勤務制度の整備（例：時間単位の有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務 等）

個別の両立支援の進め方

様式例の活用による、主治医や産業医等と連携した支援フロー

③ 両立支援プランの作成

就業継続の可否や就業上の措置等は、主治医意見書を基に、産業医等の意見を踏まえ、労働者と十分話し合った上で、事業主が最終的に決定。



事業場

① 両立支援の申出

勤務情報提供書の作成支援
主治医意見書の提出



労働者

様式例：
「勤務情報提供書」
「主治医意見書」
「両立支援カード」
「両立支援/職場復帰支援プラン」

① 勤務情報提供書
② 主治医意見書



主治医

両立支援ナビをチェック



厚労省の運営するポータルサイト「**治療と仕事の両立支援ナビ**」では、
・指針に沿った取組の実践的ガイダンス
・企業の取組事例
など総合的な情報提供を行っていますので、参考にしてください。

両立支援コーディネーター



社内での相談窓口、両立支援の調整役となる人材を育てましょう。
両立支援コーディネーター養成研修はウェブで無料で受けることができますので、人事労務担当者や産業保健スタッフを受講させるといいでしょう。

専門スタッフの支援を活用



都道府県産業保健総合支援センターでは、両立支援の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が配置されており、
・研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**
・事業主と労働者の間の個別の両立支援の調整及び両立支援プランの作成支援等支援が無料で受けられます。

地域の支援情報



都道府県労働局に設置されている「**地域両立支援推進チーム**」では、自治体や地域の支援機関等と連携して、
・両立支援のイベントの実施
・事業主等が活用可能な**各地域における支援事業の情報**の提供等を行っています。

化学物質の自主管理

・衛生工学の専門家による実地相談



- リスクアセスメントのやり方について
- 作業環境測定の実施区分を下げたい
- 保護具の取扱い
- 職場環境のチェック環境改善について

腰痛・転倒防止のための運動

・運動指導員による講話と運動実践指導



- 腰痛予防のための運動
- 職場でできるストレッチ体操
- 腰痛予防のための運動、作業姿勢や環境改善
- 高齢労働者向け体力チェックと転倒防止運動

無料
訪問支援

メンタルヘルス対策

・メンタルヘルス対策促進員による支援



- こころの健康づくり計画策定～社内体制づくり
- ストレスチェック制度の導入
- ストレスチェック結果を活用した職場環境改善
- メンタル不調者の職場復帰支援プログラム

治療と仕事の両立支援

・両立支援促進員による個別相談



- 個別相談（事業主・労働者）
- 社内ルールや体制づくり支援（啓発セミナー）
- 個別調整支援（主治医・患者・会社）
- 両立支援プラン作成支援

あいち産保センターの 治療と仕事の両立支援相談窓口 ご案内

検査や治療で仕事を
休まなくちゃいけない

これまで通りには
働けないかも
でも仕事は続けたい

自分の病気のこと
会社の誰と、どんな風に
相談したらいいのかな

会社には働く上でのルールあり
就業規則を確認して相談してみよう。
保健師・社会保険労務士の相談支援

・休暇制度
・通勤方法
・勤務時間
・休職/復職

対象:労働者(在職者)
費用:無料

【保健師・社労士・心理職との相談でできること】

○課題の整理

- ・本人の体調、体力や心身機能の確認
- ・安心安全に通勤や就労が可能かの確認
- ・社内ルールの確認(就業規則:休職/復職、退職)

治療と
仕事の
両立支援



- 会社関係者との相談・連絡・調整のしかたについて
- 両立支援の進め方の助言
- 社会保障制度活用について情報提供

*** 必要時、他の専門相談支援機関につなぐまでをサポート ***

働く人のこころとからだの健康をサポートします

独立行政法人 労働者健康安全機構 〒461-0005 名古屋市東区東桜1-13-3 NHK放送ビル2階
愛知産業保健総合支援センター TEL (052) 950-5375 FAX (052) 950-5377



あいち産保センターの 治療と仕事の両立支援*出張相談窓口

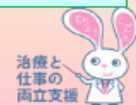
相 談 窓 口	相 談 日・時 間 【予約制・無料・90分/1人】	連 絡 先
愛知県がんセンター	随時(要予約) *ミニセミナー月1回11:00-11:30 (開催日は院内確認)	地域医療連携・相談支援センター(外来棟2階) (平日 9:00~17:00) 052-762-6111(代表)
日本赤十字社愛知医療センター 名古屋第一病院	随 時 (要予約)	相談支援センター1階 (平日 8:50~17:20) 052-485-3503(直通)
日本赤十字社愛知医療センター 名古屋第二病院	随 時 (要予約)	患者支援センター(第1病棟1階) (平日 8:30~16:30) 052-832-1121(代表)
名古屋大学医学部附属病院	随 時 (要予約)	地域連携・患者相談センター (平日 8:30~16:00) 052-744-2663
名古屋市立大学病院	随 時 (要予約)	がん相談支援センター (平日 9:00~16:00) 052-851-5511(代表)
名古屋市立大学医学部附属 東部医療センター	随 時 (要予約)	がん相談支援センター (平日 9:00~16:00) 052-726-3122(直通)
知多半島総合医療センター (旧 半田市立半田病院)	随 時 (要予約)	がん相談支援センター (平日 9:00~12:00、13:00~16:00) 0569-89-0515(代表)
愛知医科大学病院	随 時 (要予約)	医療福祉相談室(中央棟1F14番) (平日 9:00~12:00、13:00~17:00) 0561-61-1878(直通)
安城更生病院	随 時 (要予約)	がん相談支援センター (平日 8:30~17:00) 0566-75-2111(代表)
藤田医科大学ばんだね病院 藤田医科大学総合アレルギーセンター	随 時 (要予約)	免疫(リウマチ)・アレルギー疾患相談支援センター (平日 9:00~17:00) 052-321-8171(代表)
名古屋掖済会病院	随 時 (要予約)	地域医療支援センター窓口 (平日 8:30~16:50) 052-652-7711
国立病院機構 名古屋医療センター	随 時 (要予約)	医療福祉相談室・がん相談支援センター (平日 8:30~17:00) 052-951-9011(直通)
一宮市立市民病院	随 時 (要予約)	医療福祉相談室 (平日 9:00~16:00) 0586-71-1911(内線5196・5197・5198)

労災病院両立相談窓口

中部労災病院	随 時 (要予約、社労士相談は月一回)	★メディカルサポートセンター (平日 8:15~17:00) 052-652-5511(代表)
旭労災病院	随 時 (要予約)	★患者サポートセンター (平日 8:15~17:00) 0561-54-3131(代表)

働く人のこころとからだの健康をサポートします

独立行政法人 労働者健康安全機構 〒461-0005 名古屋市東区東桜1-13-3 NHK放送ビル2階
愛知産業保健総合支援センター TEL (052) 950-5375 FAX (052) 950-5377



セミナー情報は
メルマガ登録で
バッチリ!



専門的研修

【対象別】お申込

- 産業医
- 産業看護職
- 人事労務・衛生管理者

【形式】対面(集合)・WEB



産業保健21

【情報誌】年4回
登録/無料お届け



独立行政法人 労働者健康安全機構

愛知産業保健総合支援センター

Google 提供



TEL 052-950-5375

ご利用時間8:30~17:15
(土日、祝祭日、年末年始を除く)



お問合せ

アクセス

トップページ

セミナー

メンタルヘルス対策

治療と仕事の両立支援

情報提供



ホームページよりお申込み下さい

働く人の「こころ」と「からだの」
健康づくりをサポートします。

研修・セミナー



地域窓口

(地域産業保健センター)



治療と仕事の
両立支援



メンタルヘルス対策



産業保健関係助成金



申込フォーム



産業保健調査研究

ご相談・お問合せ

アクセス

独立行政法人
労働者健康安全機構



労働者50人未満の事業場
登録産業医・登録保健師を活用
法令順守

- 健康相談
- 健康診断事後の医師意見聴取
- 長時間労働者の医師面接
- 高ストレス者の医師面接
- 重症化防止のための個別保健指導
- 事業場訪問 実地相談
産業医/保健師/衛生工学相談員



専門的相談対応
(窓口・電話・メール)



- 来所相談:要予約
- メール相談:後日回答お届け
- 電話相談



動画で知ろう!
さんぽセンター

- ①労働者50人未満の会社必見!
- ②メンタルヘルスの相談編
- ③相談員に聞いてみました
- ④促進員にきいてみました